

令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業  
白石町特産物PR 業務委託仕様書

本仕様書は、白石町（以下、「本町」という。）が発注する「令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業 白石町特産物PR業務委託」を受託するもの（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1. 業務名 令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業  
白石町特産物PR業務委託

2. 業務の目的

本町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベントの中止が余儀なくされており、本町の特産物をPRすることや、魅力を発信する機会が失われている。

これを払拭するため、本町の特産物を主題とした情報発信を行うことにより、「豊穰の町しろいし」を可視化し、魅力に触れる機会や特産物の消費拡大の増加につなげ、町の活性化及び知名度向上を図るものである。

SNS（ソーシャルメディア）の即応性や拡散力を見込んだPRや試食によるPRを行い、特産物及び町の魅力発信により、アフターコロナにつながる成果を目指す。

3. 契約期間

契約日から令和5年2月28日（火）まで。

4. 提案上限額

3,300,000円（消費税および地方消費税を含む）

5. 業務委託の内容

(ア) ソーシャルメディアを使った特産物のPR実施

- ①受注者が公式として使用しているソーシャルメディア等での告知において、モニター募集を行い、モニターと特産物を使った企画で連携し、PRを行うこと。
- ②特産物として蓮根及び玉ねぎを使用し、受託者の考案したレシピをモニターと連携した企画で実施する。
- ③モニターとの連携で活用する動画配信サービスは、YouTubeを必須とする。
- ④上記企画は協議の上、実施時期を決定すること。

(イ) 実会場等での特産物PR

- ①特産物を使った試食会等の開催。
- ②実会場は福岡県及び首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に所在する複数の会場のうち、5か所以上とし、協議の上決定することが可能なこと。

- ③主特産物として蓮根を使用すること。
- ④上記企画は、協議のうえ、実施時期を決定すること。

(ウ) その他の条件等

- ①特産物の購入費及び送料は含まない。
- ②いずれも実施時のガイドラインに沿ったコロナ対策を講じる事。
- ③本事業の受注者は、受注した業務を第三者に再委託することはできない。
- ④受注者の著作物等の使用については、協議の上、許諾により可能なこと。
- ⑤特産物は蓮根、玉ねぎとするが、契約後に市況の状況等により変更する場合がある。

6. 成果品及び成果報告

受託者は、本業務履行期限までに町の定める所定の書類の他に、次に掲げる成果品を委託者に提出すること。

(ア) 成果品

- ①業務委託実施報告書
- ②事業実施中の写真及び動画（電子による提出）
- ③経費の執行実績が分かる資料
- ④企画提案書に記載した検証結果
- ⑤その他、委託者が必要と認める資料
- ⑥電子データ
  - ・上記のデータ 1 式（PDF）
  - ・写真、動画にあっては Windows10 にて再生できるファイル形式。

7. 企画提案の内容

- (ア) 基本的な考え方
- (イ) ソーシャルメディアを使った特産物 P R
- (ウ) 実会場での特産物 P R
- (エ) 実施体制等
- (オ) 本町広報媒体との連携等について

その他

この仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項は企画提案に記載する事。

8. その他特記事項

- (ア) 受注者は、業務の履行にあたっては、関係法令及び条例・規則等を遵守すること。  
なお、本町は受注者に必要な情報を提供するものとする。
- (イ) 受注者は、本業務中に知り得た本町の秘密等を他に漏らしてはならない。
- (ウ) 受注者は、業務履行にあたり、必要に応じて本町との協議に応じるとともに

打合せ等へ参加する。

- (エ) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。  
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (オ) コロナ感染症拡大等によるやむを得ない場合により事業中止又は事業の縮小があった場合は双方誠意をもって協議し、解決にあたること。